

平成 27 年 12 月 9 日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

函館地方裁判所長 山 田 陽 三

函館地方家庭裁判所庁舎の一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機により清涼飲料水の販売をする方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

函館地方家庭裁判所庁舎における使用許可（自動販売機（清涼飲料水））の相手方の選定

2 募集の趣旨

函館地方家庭裁判所庁舎の一部について自動販売機により清涼飲料水を販売させる前提で使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

函館市上新川町 1 番 8 号 函館地方家庭裁判所庁舎 1 階 1 . 4 7 m²

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水）を設置し販売する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書等の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成 27 年 12 月 9 日（水）から同年 12 月 22 日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

イ 交付場所

函館地方裁判所事務局会計課管理係（1 階）

函館市上新川町 1 番 8 号 電話 0 1 3 8（3 8）2 3 6 3（直通）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送及び電送による交付申込みは受け付けない。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成 27 年 12 月 24 日（木）から同年 12 月 28 日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで（ただし、正午か

ら午後 1 時までを除く。)

郵送による場合も上記期間の末日の午後 4 時 3 0 分必着とする。

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送する方法による(電送による提出は受け付けない。)。

エ 提出部数 5 部

- (3) 企画提案書を提出する際は、7 の(1)の参加資格の要件を満たすこと及び将来においても同要件に反しないことを誓約し、使用許可後に誓約事項に虚偽があることが判明した場合又は誓約に反する事態が生じた場合に使用許可が取り消されることについて異議を申し立てないことを明記した別添の誓約書を 1 部提出する。

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、上記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日(水)午後 4 時 3 0 分まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 回答書は、次の交付日時に交付場所において手交する(郵送又は電送による回答は行わない。)。

ア 交付日時 平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日(火)午後 4 時 3 0 分

イ 交付場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (3) 現場の下見が必要な場合には、(1)のイの提出期限までに上記企画提案募集要領交付場所に電話等で問い合わせること。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 提出した企画提案書等が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が5の(2)及び(3)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料(1㎡当たりの税抜き単価)の提案が、函館地方裁判所が定める使用料(1㎡当たりの税抜き単価)の最低価格以上で、最も金額の高い応募者を相手方として選定する。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、最高価格の提案を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。ただし、最高価格の提案を行った者が来庁できない場合は、当該選定手続を担当していない会計課職員によるくじ引きを実施し相手方を選定する。

おって、いずれの提案金額も函館地方裁判所が定める使用料(1㎡当たりの税抜き単価)の最低価格に達しない場合は、使用料(1㎡当たりの税抜き単価)について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、函館地方裁判所から別途連絡する。

(4) 再提案によっても函館地方裁判所が定める使用料(1㎡当たりの税抜き単価)の最低価格に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に函館地方裁判所が定める使用料(1㎡当たりの税抜き単価)の最低価格以上で国有財産使用料(1㎡当たりの税抜き単価)の提示が可能であるかの交渉を行う。

(5) (4)の手続きによっても函館地方裁判所が定める使用料(1㎡当たりの税抜き単価)の最低価格に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等の作成、提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿（別紙）を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（ １ ）、政治活動標ぼうゴロ（ ２ ）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

国有財産事務分掌者函館地方裁判所長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

別 紙

年 月 日

[illegible]